



広報 こそがわ

10



水族館がやってきた！
海の生き物にタッチ！

(エビとカニの水族館「巡回水族館」
高池保育所)

特集 2～4ページ 古座川ふるさと
バスの運行内容が新しくなりました

古座川ふるさとバスの運行内容が新しくなりました



今回の特集では、令和元年10月1日より運行内容が改正されました「古座川ふるさとバス」についてご紹介します。

古座川町の町営バス「古座川ふるさとバス」は、平成14年3月より、本川線・小川線の運行を開始しました。

利用者は高齢者や学生の方が中心で、主に買い物や通勤通学、通院などにご利用いただいております。日常生活で大切な役割を担っています。

役場では、これまでにいただいた様々なご意見等を参考にし、ふるさとバスの利便性向上を目的に、平成30年度より運行の見直しについて検討を行ってきました。令和元年10月1日より、新たに1台小型のバス（乗用車）を追加し、新体制による運行を始めました。

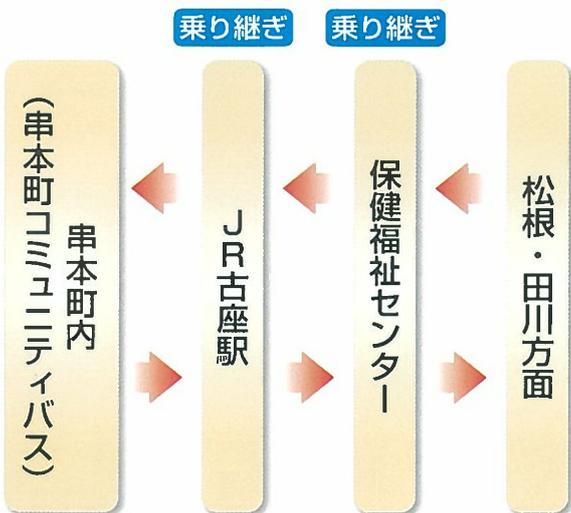
見直しによる主な変更点は、①増便、②平井・添野川・池野山における運行、③利用料金の変更、④町民のみの利用制限の廃止の4点です。

①増便について

本川線・小川線の区間を分割し、乗り継ぎをすることにより、バスを増便しています。保健福祉センターで乗り継ぎを行ってください。

また、古座駅で串本町のコミュニティバスへ乗り継ぎをすることにより、串本町内での乗降が可能になりました。

※たくさんの方にご利用いただいている下りの始発便、上りの最終便は、これまでどおり乗り継ぎなしで運行しています。



②平井・添野川・池野山における運行

午前の下り便では、奇数日・偶数日に分けて平井・添野川での運行を始めました。また、池野山の虫喰岩にも新たにバス停を設置し、運行しています。

平井・添野川地区では、奇数日・偶数日で運行内容が異なりますのでご注意ください。

添野川地区

(偶数日に運行します)

停留所	時刻
添野川寺下	9:43
保健福祉センター (乗り継ぎ)	10:36 着 10:50 発
JR古座駅	11:10

平井地区

(奇数日に運行します)

停留所	時刻
平井	9:23
保健福祉センター (乗り継ぎ)	10:36 着 10:50 発
JR古座駅	11:10

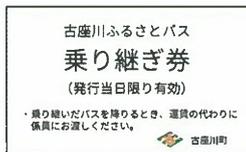
③ 利用料金の変更

〈1乗車あたりの利用料金〉

一般（小学生以上） 100円

乳幼児（小学生未満） 無料

※保健福祉センターで乗り継ぎをする場合でも利用料金は1乗車分の100円です。「乗り継ぎ券」を運転手からもらってください。



乗り継ぎ券

町内にお住まいの方で、次の項目に該当する方は、無料でご利用いただけます。

無料対象者（町内在住の方）
ふるさとバス無料乗車券をお持ちの方 （方法）無料乗車券を提示
障害者手帳をお持ちの方 （方法）手帳または無料乗車券を提示
小・中学生、高校生 （方法）ふるさとバス乗車証または学生証を提示
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方 （方法）被保険者証（コピー可）または無料乗車券を提示

〈ふるさとバス無料乗車券について〉

町内にお住まいで、次の項目に該当する方へ、無料乗車券をお渡しします。

※この乗車券は、事前に申請が必要です。ご希望の方は、役場総務課までご連絡ください。

- ・生活保護世帯の方
- ・介護保険の要介護、要支援の認定を受けた方（その方に同乗する介護者も無料）
- ・障害者手帳をお持ちの方（「介護付用」の表示がある手帳の場合、その方に同乗する介護者も無料）
- ・後期高齢者被保険者証をお持ちの方

〈ふるさとバス乗車証について〉

町内にお住まいの小学生、中学生、高校生が対象です。

小・中学生：町教育委員会が発行します
 高校生：役場総務課が発行します
 ご希望の場合は、町教育委員会または役場総務課までご連絡ください。

④ 町民のみの利用制限の廃止

帰省や観光等で来訪された方など、町外の方でもふるさとバスをご利用いただけるようになりました。小学生以上は1乗車100円で、全線ご利用できます。

ふるさとバスの運行日等のご案内

【運行日】

ふるさとバスは毎日運行します。
 ※スクールバスは、土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く日に運行します。

※台風等の悪天候時は、運休することがあります。運休の連絡は町内放送でお知らせします。

【フリー乗降です】

町内はフリー乗降のため、バス停のないところでも乗り降りが可能です。乗車時には、手を挙げるなどして合図をしてください。

※運転手が停車するのに危険と判断した場合は乗り降りができません。見通しのよいところで乗降しましょう。

【運行中のバス】



小型のバス（新車両）

※車両の点検等により、代替車が運行する場合があります。



1 バスに乗る前



事前に時刻表を見て「出発時刻」と「到着時刻」を確認しましょう。
乗り継ぎがある場合は乗り継ぎ時刻も確認しましょう。

※時刻表は役場本庁、保健福祉センター、各出張所に置いています。役場ホームページにも掲載しています。

2 バスに乗るとき

2 バスに乗るとき

- ・乗車する停留所でお待ちください。
- ・停留所以外の場所で乗車する場合は、バスが近づいてきたら手を挙げるなどして合図をしてください。
- ・ふるさとバスに整理券はありませんので、空いている席に座ってください。



3 バスを降りる時

- ・降りたいバス停が近づいてきたら、ブザーを押してください。
(小型バスの場合、どこで降車するかを乗車時に運転手にお知らせください。)
- ・バスが完全に停車してから席を立ち、運賃箱へ運賃を入れてください。
- ・無料になる方は、運転手にお持ちの手帳や乗車証を提示してください。
乗り継ぎをする方は「乗り継ぎ券」を運転手からもらってください。



参考 串本町コミュニティバス

「佐部・上田原線」の時刻 (一部)
(令和元年10月1日現在)
利用料金：200円

停留所	時刻 (串本方面行き)		
古座駅前	11:22 ↓	13:21 ↓	14:42 ↓
串本駅	11:37 ↓	13:36 ↓	14:57 ↓
くしもと町立病院	11:42	13:41	15:02

停留所	時刻 (佐部・上田原方面行き)		
くしもと町立病院	10:00 ↓	11:45 ↓	13:25 ↓
串本駅	10:05 ↓	11:50 ↓	13:30 ↓
古座駅前	10:20	12:05	13:45

※串本町が運行しています。運行内容の変更があることがあります。

お気軽にご利用ください！

町では、今後も町民の方々にご利用しやすいバス運行ができるよう、努めてまいります。ぜひお気軽にふるさとバスをご利用いただき、ご意見・ご感想をお寄せください。

(お問い合わせ)

役場総務課 企画財政班
TEL: 0735-72-0180



平成30年度 一般会計決算

(単位：千円)

歳入	歳出	差引	翌年度繰越財源	収支額
3,357,680	2,949,056	408,624	120,711	287,913

平成30年度の一般会計決算は歳入総額3,357,680千円、歳出総額2,949,056千円で、ここに翌年度に繰越すべき財源120,711千円を除いた実質収支額は287,913千円の黒字となりました。詳細は下記のとおりです。

(単位：千円)

(単位：千円)

歳入				
区分	平成30年度決算額	平成29年度決算額	増減額	
自主財源	地方税	197,413	195,851	1,562
	繰越金	387,643	522,179	△134,536
	諸収入	49,752	43,968	5,784
	その他	203,612	97,136	106,476
	うち分担金及び負担金	4,170	4,414	△244
	うち使用料及び手数料	23,436	25,340	△1,904
	うち財産収入	3,646	3,091	555
	うち寄附金	5,826	2,014	3,812
	うち繰入金	166,534	62,277	104,257
	計	838,420	859,134	△20,714
依存財源	地方譲与税	35,651	35,370	281
	各種交付金	60,462	58,418	2,044
	地方特例交付金	733	701	32
	地方交付税	1,814,288	1,849,503	△35,215
	交通安全対策特別交付金	0	0	0
	国庫支出金	273,782	217,742	56,040
	県支出金	173,954	182,060	△8,106
	町債	160,390	177,072	△16,682
	計	2,519,260	2,520,866	△1,606
	歳入総額	3,357,680	3,380,000	△22,320

歳出				
区分	平成30年度決算額	平成29年度決算額	増減額	
消費的経費	人件費	468,541	466,251	2,290
	物件費	533,667	530,667	3,000
	維持補修費	146,470	167,271	△20,801
	扶助費	160,475	170,634	△10,159
	補助費等	414,288	410,944	3,344
	計	1,723,441	1,745,767	△22,326
普通建設事業費	普通建設事業費	372,836	409,072	△36,236
	うち補助事業	184,157	80,460	103,697
	うち単独事業	188,679	328,612	△139,933
	災害復旧事業費	65,735	28,905	36,830
計	438,571	437,977	594	
公債費	公債費	369,538	361,567	7,971
	積立金	99,297	153,554	△54,257
	投資及び出資金・貸付金	0	0	0
	繰入金	318,209	293,491	24,718
	計	787,044	808,612	△21,568
歳出総額	2,949,056	2,992,356	△43,300	

自主財源 24.97%
依存財源 75.03%

消費的経費 58.44%
投資的経費 14.87%
その他経費 26.69%

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率については下表のとおり、全てで財政の健全化を判断する基準を下回る良好な値です。

今後も健全な財政状況を維持できるよう、適正な財政運営に努めます。

◎平成30年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	備考
— (赤字なし)	— (赤字なし)	5.6	— (該当なし)	※全項目で基準を下回っています
(15.00)	(20.00)	(25.00)	(350.0)	早期健全化基準
(20.00)	(30.00)	(35.00)		財政再生基準

早期健全化基準… 自主的な改善努力により財政の健全化を図るべき基準

財政再生基準… 国等の厳格な管理のもとで確実な財政再生を図るべき基準

◎平成30年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	⑤資金不足比率	備考
古座川町簡易水道事業特別会計	— (該当なし)	経営健全化基準 20%





ご存じですか？行政相談 なんでもお気軽に相談を！

皆様の身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を広く受け付け、助言や関係行政機関に関する通知などを行ってまいります。令和元年度の今後の日程は左記のとおりです。

実施日	相談所開設	電話相談
11月20日(水)	保健福祉センター	左記「実施日」の午前9時30分～11時00分の間、下記の電話番号にて相談をお受けします。 TEL 0735-72-2988
12月18日(水)	三尾川生活改善センター	
1月15日(水)	中央公民館	
2月19日(水)	七川出張所	
3月18日(水)	保健福祉センター	

相談委員：小田 豊彦 行政相談委員（総務大臣委嘱）

【総務課 総務行政班】

マイナンバーカードの取得促進 の取組実施中です！

和歌山県内では、10月・11月をマイナンバーカードの取得促進の取組月間としています。マイナンバーカードは今後、保険証との一体化など、カード利用の機会がどんどん増加します。

持つて実感。使つて実感。毎日の生活をより便利に！この機会にマイナンバーカードを取得しましょう。

役場本庁では平日にマイナンバーカード取得の申請に必要な顔写真を無料で撮影するサービスを開始しています。ご自身で写真撮影が困難な方は、ぜひご利用ください。

マイナンバーカードの取得等については役場住民生活課までお問い合わせ下さい。



【住民生活課 住民班】

不法投棄監視カメラ設置について

不法投棄をなくすことを目指して、町内にカメラを設置します。また、巡回パトロールも重点的に行います。

詳しくは、東牟婁振興局健康福祉部串本支所（073517210525）または役場住民生活課へお問い合わせください。

【各月の重点監視エリア（予定）】

- 11月 添野川・佐田・長追
- 12月 三尾川・蔵土・立合
- 1月 小川・山手・中崎
- 2月 月野瀬・池野山・高池
- 3月 一雨・明神・直見



【住民生活課 住民班】

お知らせと情報

年金生活者支援給付金制度が はじまりました

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象となる方

○老齢基礎年金を受給している方

次の要件をすべて満たしている必要があります。

✓65歳以上である

✓世帯員全員が、市町村民税が非課税となっている

✓年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

次の要件を満たしている必要があります。

✓前年の所得額が462万円以下である

■請求手続き

①平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めめることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときはお電話ください。

（お問い合わせ）

給付金専用ダイヤル

0570-05-4092

古座川町役場住民生活課

0735-72-0180

【住民生活課 住民班】

和歌山県最低賃金が改定されました

和歌山県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。仮に、最低賃金よりも低い賃金を労使合意で定めても、法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

【最低賃金額】時間額830円

【効力発生日】令和元年10月1日

【適用範囲】和歌山県内で働くすべての労働者とその使用者

詳しくは、和歌山労働局労働基準部賃金局（073-488-1152）または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



【地域振興課 農林水産班】



税はまちづくりを支える大切な財源です

町では、納期内に納付された方との公平を保ち、滞納の解消を図るために、県、和歌山地方税回収機構と合同で、11月・12月を合同滞納整理強化月間として、税込確保に取り組みます。

納期限を過ぎているにもかかわらず、納付されていない方は、役場、各出張所または金融機関で至急納付してください。また、何らかの事情で納付できない方は、未納のまま放置することなく、納税方法等について住民生活課まで必ずご相談ください。

◆時間外の納税相談◆

昼間仕事の都合等で役場等に来られない方は、事前に住民生活課（72-0180）まで電話連絡をくだされば、夜間でも随時、職員が納税相談に応じます。

【住民生活課 税務班】

消費税軽減税率制度がスタートしました！

消費税軽減税率制度は、多くの事業者の方に関係があります。軽減税率の対象品目となるのは、①酒類・外食を除く飲食料品、②定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞です。

飲食料品などの販売がない事業者の方でも、会議費や福利厚生費として対象品目の購入がある場合は、帳簿への区分経理が必要です。

1. 説明会の開催について

左記の日程で説明会を行います。どなたでもご参加できますので、お気軽にご参加ください。

【日時】令和元年11月20日（水）

13時30分～14時

【場所】和歌山県水産試験場（串本町串本1557-20）

※会場の収容人数を越えた場合は受付を終了することがあります。あらかじめご了承ください。

※那智勝浦町、新宮市でも別日程にて説明会が開催されます。

（お問い合わせ）

新宮税務署法人課税部門（0735-2215261）

2. 電話相談センターの開設について

消費税の軽減税率制度に関する一般的なご質問やご相談を、左記番号にて受け付けています。音声ガイダンスに沿ってお知りになりたい内容の番号を選択してください。

軽減税率制度に関する情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

【電話番号】0120-205-553

【受付時間】9時～17時（土日祝除く）

【住民生活課 税務班】



お知らせと情報

オレオレ詐欺・還付金詐欺・ 架空請求詐欺が多発！

詐欺が多発していますので、次のような場合に十分注意し、不審に思ったら申本警察（0735-62-0110）に、すぐご連絡ください。

●オレオレ詐欺

- ①日頃から親子の連絡を緊密にとること
- ②「風邪をひいて声が出ない」、「電話番号が変わった」等の文言がある場合、連絡先等について身内などに再確認すること。
- ③「示談金等があるのでお金を振り込んでほしい」「東京など首都圏まで現金を持ってきてほしい」等と言ってきた場合は
要注意

●還付金詐欺

- ①医療費の還付があるのでATMに行つて還付の手続きをしてほしい
- ②お金を口座に振り込め
- ③お金をレターパックや宅急便で送れ
- ④お金やキャッシュカードを自宅まで取りに行く

このようなことは決して言うことではないので注意してください。

●架空請求詐欺

メール・葉書・封書等で「サイトの契約料及び利用料金を支払え、支払わなかったら裁判を起こす」といった連絡が来たら、記載している電話番号に絶対電話をしないこと。これらはすべて詐欺です！



【地域振興課 産業観光班】

町税等の納期限

税目	期別	納期限
国民健康保険税	第5期	令和元年12月2日
介護保険料	第8期	
後期高齢者医療保険料	第5期	
固定資産税	第4期	令和元年12月25日
国民健康保険税	第6期	
介護保険料	第9期	
後期高齢者医療保険料	第6期	

*納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金がかかります。

【住民生活課 税務班】



風邪・インフルエンザの予防について

秋冬と乾燥が厳しくなるにつれ、風邪やインフルエンザが流行し始めます。

感染症予防には、各自が適切な予防法・対処法・咳エチケット等の正しい知識をもって対処することが大切です。

インフルエンザ予防接種は、流行前に受けておくと、かかった場合の重症化防止に有効とされています。

予防法・対処法

- ・ 手洗い、うがい
- ・ マスクの着用
- ・ 加湿器の使用
- ・ 水分補給（特にこども・高齢者）
- ・ 人ごみをさける
- ・ 栄養・休息を十分とる

など



【健康福祉課 健康班】

プレミアム付商品券事業が はじまりました

10月1日より、プレミアム付商品券の購入・使用ができるようになりました。

この制度は消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、商品券を販売するものです。対象者おひとりにつき、最大2万5千円分の商品券を2万円で購入することができます。

事業の対象となる可能性のある方へは、8月上旬に役場より申請書を送付しています。申請受付期限は令和2年1月31日までですのでお忘れのないようお願いします。

子育て世帯の対象者につきましては9月末に購入引換券を送付しています。期間中の引換及び、商品券の使用をお願いします。

その他、ご不明な点などございましたら、役場地域振興課までご連絡ください。

【地域振興課 農林水産班】

商品購入までの流れ

住民税非課税者の場合



申請書送付
(令和元年8月5日送付済)



古座川町役場



申請
(令和2年1月31日まで)



購入引換券送付
(審査の結果対象の場合)



商品券購入
(令和元年10月1日～令和2年2月28日)



郵便局など



商品券使用
(令和元年10月1日～令和2年3月31日)



町内加盟店舗



お知らせと情報

税を考える週間 ～税について ちょっと考えてみよう！～

国税庁では、国民の皆様は租税の意義や役割、税務行政に対する知識を深めていただくため、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、様々な広報活動を実施しています。

今年の「税を考える週間」では、「くらしを支える税」をテーマとして、国民の皆様は国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとしています。

また、国税庁ホームページでは、「税を考える週間」の実施に合わせて、ドラマ仕立ての動画で国税庁の仕事や各種取組を紹介しています。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。



国税庁のホームページでは「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介！
税を考える週間 検索
www.nta.go.jp 国税庁

【住民生活課 税務班】

〈和歌山県庁からご案内〉 ハンギングバスケット教室参加 者募集！

「和歌山県花を愛する県民の集い」では、左記のとおりハンギングバスケット教室を開催します。

「ハンギングバスケット」は、草花を寄せ植えした鉢を、壁に掛け高い位置に飾り鑑賞できるため人気があります。持ち帰ったハンギングバスケットは庭がなくても門扉等に飾り、ひとつあるだけでその場が明るく華やかになります。この機会にぜひ、作ってみませんか。

【日時】 令和元年11月30日（土）

13時～15時

【場所】 東牟婁振興局（新宮市緑ヶ丘2丁目4-8）

【定員】 60名（申込多数の場合は抽選。初めて参加される方優先）

【参加費】 2,500円

【対象】 県内に在住若しくは通勤・就学されている方

【申込期間】 11月7日（木） 9時30分～11月

13日（水） 17時（必着）

この教室は、県内各地で開催します。開催場所によって申込期間等が異なりますので、ご注意ください。

詳しくはホームページ

（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/03>

[1300/npo/news/hanaai.html](https://www.npo/news/hanaai.html)）にも掲載しています。

（お問い合わせ）

和歌山県庁県民生活課（073-441-2598）



昨年の教室の様子



ハンギングバスケット

【総務課 企画財政班】



小 中学校へ空調設備導入

古座川町教育委員会では、子どもたちがより学習・生活しやすい環境を整えていく上で、国の補助金を活用して、今年度町単独の事業を含め町立小中学校の普通教室19教室（高池小学校7教室、明神小学校3教室、三尾川小学校2教室、明神中学校3教室、古座中学校4教室）へ空調設備を導入しました。

いずれの設置工事も夏休み中に終えており、新学期から「古座川町立小・中学校エアコン運用指針」を基に、運転を開始しています。

【教育課 教育班】



エアコンが設置されました



和 歌山弁護士会と協定を締結

8月30日、町は和歌山弁護士会と「災害発生時における法律相談業務等に関する協定」を締結しました。

この協定により、災害発生時において町が法律相談所を開設する場合、弁護士会が無料で弁護士を派遣し、弁護士会が災害ADRを実施する場合は、町が開催場所の確保や広報を行い協力していきます。

※ADRとは…裁判以外でトラブルを解決する場

【総務課 総務行政班】



和歌山弁護士会と協定を締結



チーム古座川 結団式！

10月15日、中央公民館において第19回和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会に向けた古座川町チームの結団式を開催しました。

今回の参加競技者は小学校5年生から中学校3年生までの18名。それぞれが決意を述べ、チーム一丸となって令和2年2月16日開催の大会本番へ挑むことを確認しました。

子どもたちは、古座川町歴代最高タイムの更新を目指し、11月から明神小学校グラウンドを拠点に練習に取り組んでいきます。よろしくお祈りします。

【教育課 教育班】



今年も全員で頑張ります！



み みんなで稲刈り体験！

9月6日、9日に高池小学校、三尾川小学校でそれぞれ稲刈り体験が行われました。地域の方々の協力のもと、稲作体験学習の一貫として実施しました。

子どもたちは、今年5月に田植えを行い、今回はその収穫をしました。鎌などを使って慎重に稲を刈り、乾燥させるために『下がり』に掛けるなどを体験。この後、脱穀を行い、三尾川小学校では給食で、高池小学校では育友会行事「もちつき大会」で、自分たちが育てたお米をおいしくいただく予定です。

【教育課 教育班】



下がりに掛ける作業

元 元気いっぱい！高池保育所運動会！



町の取り組み・出来事

9月28日、高池保育所運動会を開催しました。天候が心配されていましたが、園庭で行うことができ、子どもたちも元気いっぱいでした。

みんなでかけっこやダンスに一生懸命取り組み、これまでの練習の成果を存分に披露しました。観客のみなさんから大きな声援が送られていました。

運動会の開催にあたり、保護者のみなさまをはじめ、たくさんの地域の方々にご尽力いただきました。子どもたちも、たくさんの温かい声援の中、のびのびとプログラムに取り組んでいました。

【教育課 子ども輝き班】



踊り「キッズソーラン」



洗濯たたみにチャレンジ！「せんたくアワワワ大作戦」

地域おこし協力隊通信

私は古座川町池野山の出身で、高校卒業後10年ほど大阪にいましたが、平成30年6月から地元に戻り、地域おこし協力隊として古座川町観光協会で活動しています。

観光協会では、町内の観光情報の発信、イベントの企画や実施、地域外での古座川町のPR、協会の事務等の活動を行なっています。

10年ぶりに帰省した古座川町には、変わらない自然や文化があり、クマノザクラやジビエ、新しいお店等、私が知らなかった物もたくさんあります。これらの資源を大切に活かしながら、これからの古座川町の観光事業を町全体で盛り上げていければと考えています。

また、日々活動する中で町民の皆様とお話し

古座川町観光協会
地域おこし協力隊

木下 昂 さん



する機会もあり、温かいお言葉をくださり本当に感謝しています。至らない点多々あるかと存じますが、今後ともよろしく願い申し上げます。



打ち合わせの様子